

＜捕獲器利用にあたってのお願い事項＞

- 1 捕獲器の使用に当たっては、次の事項を遵守してください。
 - ① 捕獲された場合の連絡は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - ② 捕獲器設置期間中は、設置場所を一日一回以上巡視してください。
 - ③ 捕獲器の管理は自己の責任において行ってください。
 - ④ 土・日・祝日は市役所、委託業者ともに休日となるため、金曜日あるいは祝日の前日の5時15分を過ぎましたら捕獲器のふたを閉じてください。
また、2日以上外出などで、捕獲状況の確認ができないときも閉じてください。
 - ⑤ 捕獲器用エサの調達・取り付けは自身で行ってください。
 - ⑥ 捕獲器取り扱い中の負傷は自己の責任とします。
 - ⑦ 動物の気配が無いときや被害が無いときは、捕獲器をしまっておくか、一旦終了して必要になったときに再度お申込みください。
- 2 対象動物（アライグマ・ハクビシン・クリハラリス（タイワンリス））が捕獲されたときは、速やかに市役所（緑政課）へご連絡ください。
追って業者から連絡があり、引き取りに伺います。
- ※ねこ、鳥等の対象外の動物が捕獲されたときは、ご自身でふたを開けて放野してください。
ただし、タヌキが捕獲されたときは、市役所（緑政課）へご連絡ください。
- 3 捕獲器の利用を終了するときは、市役所（緑政課）へ連絡してください。
また、破損、紛失したときも速やかに連絡してください。
- 4 委託業者 (有)三栄消毒 (横須賀市武3-5-17 電話:046-856-6491)
- 5 連絡先
逗子市役所緑政課
電話：046-873-1111（内線467）
FAX：046-873-4520
メール：ryokusei@city.zushi.lg.jp